

大分県報

平成二十八年
号外（一五三）
十二月二十七日

（火曜日）

目次

規則

大分県職員住宅管理規則の一部改正……………
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正……………

〇規則

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第九十九号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「庄ノ原県職員アパート」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第百号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年大分県規則第七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「同条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「第十九条第七項」を「第十九条第六項」に、「まで及び」を「まで並びに」に改める。
第二条の第五号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の下に「（口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二条の第五号の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。